

証券金融取引規制第 15 条に則る情報開示書

1. はじめに

貴社は、1 件またはそれ以上の譲渡担保取引または使用権を含む証券担保取引（以下総称して「**担保取引**」）を当社と行っている（またはこれ以後行う可能性がある）ために、本情報開示書を受け取りました。

本情報開示書は、証券担保契約に基づいて提供される担保の使用権への同意や、担保譲渡契約の締結に伴う可能性がある一般的なリスクや結果（以下「**再使用リスクおよび結果**」）について通知することにより、証券金融取引規制第 15 条を遵守するために作成されました。証券金融取引規制第 15 条に則って貴社に提供する必要がある情報は、再使用リスク及び結果についての情報のみであるため、本情報開示書では貴社の特定の状況や特定の取引条件に起因して生じる可能性があるその他のリスクや結果について記載していません。

この情報開示書は法務、財務、税務、会計、その他のアドバイスを意図しているものではないため、この情報開示書に依拠すべきではありません。書面による明示的な同意がない限り、当社は貴社にしかる法務、財務、税務、会計、その他のアドバイスを提供しません。貴社の事業に対する影響及び取引の締結要件や取引を締結する結果を含め、証券担保契約で規定されている担保使用権に対する同意、また、譲渡担保契約の締結についてのアドバイスについては、貴社自身の顧問にご相談ください。

付記 2 には、担保契約を構成する可能性がある契約のタイプの参考リスト（すべてを網羅しているわけではありません）が記載されています。

付記 3 には、当社が（1）米国のブローカー・ディーラーまたは先物取次業者である場合、または（2）米国の銀行または米国外の銀行の米国支店または代理店である場合に適用される代替開示事項が記載されています。

この情報開示書では、

- 「当社」とは、貴社と取引を行う可能性のある本情報開示書の提供者（または、当社が関連会社を含めた他者の代理人として行動している場合は、その者）を意味します。

- 「貴社」とは、当社との取引の締結、継続、執行、または同意に関連して、本情報開示書の提供先または宛先とされる各人（または、貴社が他者の代理人として行動している場合は、これらの各人）を意味します。
- 「使用権」とは、貴社と当社との間の証券担保契約に基づく担保として当社が受け取る金融商品を、当社が当社の名義で、当社のアカウントで、または別のカウンターパーティのアカウントで使用する権利を意味します。
- 「証券金融取引規制」とは、証券金融取引及び再使用の透明性に関する欧州議会及び理事会の 2015 年 11 月 25 日付の規則 (EU) 2015/2365 及び修正規則 (EU) 648/2012（随時変更される場合があります）を意味します。
- 「取引」とは、証券担保契約または譲渡担保取引のいずれかにおいて、貴社と当社との間で締結、執行、または同意される取引で、貴社が金融商品を担保として提供することに同意する取引を意味します。
- 「金融商品」、「証券担保契約」及び「譲渡担保契約」とは、証券金融取引規制)で定められた意味を有します。参考のため、これらを付記 1 に記載しています。

2. 再使用リスクと結果

- a) 譲渡担保契約で貴社が当社に金融商品を提供する場合、または使用権を含む証券担保契約に基づいて担保として貴社が当社に提供する金融商品に関連する使用権を当社が行使する場合、以下の再使用リスクと結果にご留意ください。
 - i. これらの金融商品に対して貴社が所有していた可能性がある所有権を含め、貴社の権利は、該当する担保契約の条項に則って、同等の金融商品の受け渡しに対する無担保の契約上の請求権によって置換されます。
 - ii. これらの金融商品は、顧客資産規則に準じて当社が保有するものではなく、過去に顧客資産保護権の対象になっていた場合も、しかる保護権は適用されません（例えば、その金融商品は当社の資産から分離されず、トラストの対象として保有されません）。
 - iii. 当社が破綻または該当する契約の下で債務不履行になった場合は、同等の金融商品の受け渡しについての貴社の当社に対する請求権に

は担保が設定されず、該当する担保契約及び適用法の対象になります。したがって、貴社がしかる同等の金融商品を受け取ることができない、あるいはしかる金融商品の価値を全額回収できない場合があります（ただし、貴社に同等の金融商品を提供するという当社の義務を参照することにより、相殺または差し引きまたは免除可能な当社に対する貴社の債務ある場合、貴社のエクスポージャーが削減される可能性があります）。

- iv. 破綻処理機関が当社に関して破綻処理制度に基づく権限を行使する場合、契約解消など、貴社が有する可能性がある当社に対して措置をとる権利は、該当する破綻処理機関によって停止の対象になる可能性があります、

- a) 同等の金融商品の受け渡しに対する貴社の請求が（全額または一部）減額される可能性、または株式に転換される可能性があります。または

- b) 資産または債務の譲渡により、貴社の当社に対する請求または当社の貴社に対する請求が別の団体に譲渡される可能性があります。

ただし、破綻処理権限の行使が権利の相殺または差し引きの利用可能によって制限されている範囲で、貴社は保護される可能性があります。

- v. これらの金融商品に対して貴社に所有持分がなくなる結果、金融商品に付随する議決権、同意権またはその他の権利を行使する権利がなくなり、当社が貴社の指示に従ってその金融商品に付随する議決権、同意権またはその他の権利の行使に同意している場合であっても、または該当する担保契約で、当社が貴社に受け渡しする予定の同等の金融商品が当該議決権、同意権、権利の行使の主題に関連する貴社の指示を反映するよう貴社が当社に通知する権利が付与されている場合であっても、当社が同等の金融商品を保有しておらず、速やかに同等の金融商品を手に入れない場合は、当社はそれを遵守できない可能性があります（当事者間で同意したその他の解決策がある場合があります）。

- vi. 要求された時点で当社が貴社に同等の金融商品を速やかに入手して受け渡しできない場合は、これらの金融商品に関連して貴社が契約を締結しているヘッジやその他の取引に基づく決済義務を遂行できない可能性があります。カウンターパーティ、取引所や他者が、該当する金融商品の購入権を行使する可能性があります。貴社はこれらの金融商品に関連して権利を行使できない場合や、その他の措置をとることができない場合があります。
 - vii. 貴社と当社の明示的な合意を条件として、当社はこれらの金融商品に関連するコーポレートイベントやアクションについて貴社に通知する義務を負いません。
 - viii. 貴社はこれらの金融商品に関連して支払われるべき配当金、クーポンやその他の支払い、利息や権利（累積または提示される証券や物件を含む）を受け取る権利はありません。ただし、該当する担保契約や取引で、しかる配当金、クーポン、その他の支払い（以下「作成された支払い」）に関する支払いを受けるか、クレジットを受けるように明示的に規定されている場合があります。
 - ix. 譲渡担保を当社に提供する場合は、貴社が当社に提供する一切の金融担保に対する当社の使用权の行使、及び当社による同等の金融商品の貴社への受け渡しにより、これらの金融商品を貴社が保有する場合や貴社のアカウントで当社が保有する証券に適用される場合とは課税が異なる可能性があります。
 - x. 貴社が作成された支払いを受けた場合、またはそれに対してクレジットが行われた場合は、貴社の税務上の取り扱いが、これらの金融商品に関連する元来の配当金、クーポンまたはその他の支払いと異なる可能性があります。
- b. 当社が貴社に清算業務を提供する場合（清算参加者として直接行うかどうかにかかわらず）は、さらに下記の再使用及び結果にご注意ください。
- i. EU の中央清算機関（以下「EU CCP」）によって当社の債務不履行が宣言された場合は、EU CCP が貴社の取引と資産を他の清算参加者に移転（以下「ポーティング」）しようとするか、またはこれが不可能な場合は、EU CCP が貴社の取引を終了します。

- ii. 清算制度の他の当事者（例えば中央清算機関、カストディアン、決済エージェント、当社が依頼する場合があるその他の清算参加者など）が債務不履行になった場合は、貴社は貴社の資産をすべて取り戻すことができない可能性があり、貴社の権利はその当事者が設立された国の法律（必ずしもイギリスの法律であるとは限りません）及びその当事者が備えている特定の保護措置によって異なる場合があります。
- iii. 一部の場合では、中央清算機関は、債務不履行になる清算参加者に関連する債務不履行規則の下で起こす行動（取引や関連資産のポーティングなど）が該当する破産法に基づいて異議を唱えられないように保護する法律の恩恵を受ける場合があります。

付記 1

証券金融取引規制の目的のために定義された用語：

「**金融商品**」とは、金融商品の市場についての指令 2014/65/EU の付則 I セクション C に規定されている商品で、以下が含まれています（ただしそれらに制限されるものではありません）。

- 1) 有価証券、
- 2) 短期金融市場商品、
- 3) 集合投資制度のユニット。

「**譲渡担保契約**」とは、該当する金融債務の履行に担保またはその他の保護を提供する目的で、担保提供者が金融担保の所有権を全面的に担保受領者に譲渡する取り決め（レポ契約を含む）を意味します。

「**証券担保契約**」とは、担保提供者が担保受領者に対して、または担保受領者が受益者となる金融担保を提供し、担保権を確立した後も引き続き担保提供者がその金融担保の全面的所有権を維持する取り決めを意味します。

付記 2

以下に、本情報開示書が適用される契約のタイプの例を記載しています。これらの例は参考のみを目的として提供されており、各契約の特徴を法的に判断する根拠として依存すべきではありません。契約が以下で譲渡担保契約に分類されていても、使用権付きの証券担保契約の特徴を除外するものではなく、その逆も同様です。さらに、契約の分類は米国と欧州の法律で異なる場合があります。

譲渡担保契約

このような取り決めには、以下が含まれる場合がありますが、それらに限定されるものではありません。

- 海外証券貸借契約
- グローバルマスター証券貸借契約
- グローバルマスターレポ契約
- SIFMA マスターレポ契約
- 英国法を準拠法とする ISDA 信用補完付則が組み込まれている ISDA マスター契約
- ISDA/FIA 顧客清算 OTC デリバティブ付則で、譲渡担保契約が規定されており、特に英国法を準拠法とする ISDA マスター契約（本書付記 1 に記載されている英国法を準拠法とする CSA 担保条項を含む）に関連して締結した契約、または該当する FIA 顧客清算契約に関連して締結された契約、または該当する FIA 顧客清算契約に関連して締結された契約
- マスターギルト買戻し条件付株式貸借契約
- マスター株式・固定金利株式貸借契約
- 譲渡担保契約が規定されているプライムブローカー契約
- 上場及びその他の清算されたデリバティブを対象にする FIA 顧客清算契約で、譲渡担保契約が規定されている契約
- FIA 清算モジュールで、譲渡担保契約が規定されている契約

- 担保提供先に譲渡することにより担保を付与しているカスタマイズされた契約

使用権を含む担保契約

このような取り決めには、以下が含まれる場合がありますが、それらに限定されるものではありません。

- ニューヨークの法律を準拠法とする ISDA 信用補完付則が組み込まれている ISDA マスター契約
- ISDA/FIA 顧客清算 OTC デリバティブ付則で、証券担保契約が規定されており、特にニューヨークの法律を準拠法とする ISDA マスター契約（その付記 2 に規定されているニューヨークの法律を準拠法とする CSA 担保条項を含む）に関連して締結された契約、または該当する FIA 顧客清算契約に関連して締結された契約
- ISDA マスター契約で、使用権が組み込まれた英国の法律を準拠法とする ISDA 信用補完証書が信用補完文書となっている契約
- プライムブローカー契約で、金融商品に対する担保設定が規定されている契約
- 上場及びその他の清算されたデリバティブを対象にする FIA 顧客清算契約で、金融商品に対する担保設定が規定されている契約
- FIA 清算モジュールで、金融商品に対する担保設定が規定されている契約
- マージンローン文書及び関連するカストディ契約に関連する担保取り決め
- SIFMA マスター証券貸借契約（この契約は一般的に、貸し手に提供する担保に関する証券担保契約であり、借り手は借り入れ証券に対する所有権を取得する）
- 担保の提供を受けた当事者の便益のために、金融商品の再担保設定権または使用権が設定されている、金融商品に対する担保権を作成している、カスタマイズされた任意の担保契約

付記 3

米国のブローカー・ディーラー、先物取次業者、 または米国の銀行：

本付記は、米国の連邦法または州法に基づき設立された銀行、米国外の銀行の米国支店または代理店（そのような銀行、支店または代理店を以下「**米国銀行組織**」）、米国証券取引委員会 にブローカー・ディーラーとして登録されている米国の組織（以下「**ブローカー・ディーラー**」）、あるいは商品先物取引委員会に先物取次業者として登録されている米国の組織（以下「**FCM**」）との担保契約で生じる可能性のある再使用のリスク及び結果について記載しています。単一の米国の組織は、ブローカー・ディーラー及び FCM の両方として営業し規制を受けることができますが、その場合も個別の活動に対して別途規制上の義務が課されます。

米国の法律では、ブローカー・ディーラーまたは FCM に受け渡しされ顧客の資産として扱われる金融商品（以下「**顧客資産**」）、トラストまたはカストディアンとして米国銀行組織が保有する金融商品（以下「**カストディ資産**」）、米国銀行組織、ブローカー・ディーラーまたは FCM が主体者（顧客以外）として受け渡しまたは担保提供を受けた金融商品（以下「**非カストディ資産**」）を区別しています。ブローカー・ディーラーまたは FCM が保有する顧客資産は、それぞれ SEC 及び CFTC の規則に則り分離が義務づけられており、専用の破綻制度の下で、分離された資産（すなわち顧客資産及び分離勘定で保有することが義務づけられているキャッシュ）を顧客に分配します。米国銀行組織が保有するカストディ資産は、一般的にアカウントまたは顧客別に分離されていますが、場合によってはブローカー・ディーラー及び FCM は全顧客の相乗り形式で顧客資産を分離することが許可されています。

ブローカー・ディーラーの証券アカウントで保有されている金融商品または清算されたデリバティブに対するマージン（または「**履行担保**」）として FCM に受け渡しされた金融商品は、一般的に顧客資産となります。逆に、レポや証券貸借契約に基づいて当社に受け渡された証券は、通常顧客資産ではありません。当社がブローカー・ディーラーとして受領した顧客資産に対して、貴社が証券貸借契約に基づいて当社に金融商品を貸借することに別途ご同意いただいている場合、あるいはレポ契約に基づいて当社に金融商品を売却することにご同意いただいている場合は、貴社のアカウントからその金融商品が除去され、顧客保護の対象にはなりません。そのような取引に基づいて当社に受け渡された金融商品は、非顧客資産になります。**担保として当社に提供する、または受け渡しする金融商品が顧客資産であるかどうか**が不明である場合は、**法務上のアドバイスを受けてください。**

CFTC の規制対象になる貴社の取引に関連して、当社が FCM として受け取る顧客資産については、通常、当社はこれらの取引のマージン、保証、担保以外に使用することはできません。すなわち当社では、規則または契約書により、当該顧客資産が FCM の顧客の財産であり顧客取引のマージン、保証または担保の目的のみで使用できることを認識する銀行、清算所、清算参加者に当社が開設する分離または有担保のアカウントに、当該資産を移転する可能性があります。さらに、FCM はレポ契約に則り、しかる分離された顧客資産を代替することができますが、これは、極めて厳しい CFTC 規制（しかる代替が「受け渡し対受け渡し」方式で行われ、代替する証券の市場価値が最低でも代替する顧客資産と同一であるという要件を含む）に準じて行われます。分離した資産が顧客の請求に全額応じるために不十分であった場合は、顧客は FCM が所有する資産に対して引き続き請求権を保持します。

貴社の SEC 規制対象取引に関連して当社がブローカー・ディーラーとして受領する顧客資産に関しては、当社では一般的に貴社の同意があった場合のみに、アカウントレベル（貴社の当社に対する債務を参照）及び全顧客レベル（全顧客の当社に対する債務を参照）の両面で課される規制上の使用限度の範囲内のみでしかる顧客資産を使用できます。SEC では、ブローカー・ディーラーが顧客資産（関連する顧客の債務を含む）の価値査定を毎日行うこと、および顧客資産またはキャッシュまたはその他のハイグレード資産を分離して維持し、いかなる時も分離された資産の価値がそのブローカー・ディーラーに対する顧客の債務を差し引いた全顧客資産の価値を超えるようにすることを義務づけています。さらに、分離した資産が顧客の請求に全額応じるために不十分であった場合は、顧客はブローカー・ディーラーの専有資産に対して引き続き請求権を保持します。

証券金融取引規制第 15 条第 2 項(b)の規定にかかわらず、貴社の顧客資産を当社が使用する場合、貴社のアカウント明細に引き続き記載し、顧客資産のステータスを反映し、当社が使用する金融商品を貴社に対して特定しないことがあります。

当社がブローカー・ディーラーまたは FCM であり、顧客資産を使用する権利を当社が行使した場合、当社が破産した場合には、その金融商品に対する貴社の所有持分の性質や、顧客としての貴社の権利に影響はありません。ブローカー・ディーラーまたは FCM の破産手続きにおける顧客としての貴社の請求は、貴社のアカウントに保有されている資産の価値及び当社に対する貴社の債務（存在する場合）により算出されます。ブローカー・ディーラーまたは FCM の破産手続きにおいては、一般的に、ブローカー・ディーラーまたは FCM がその金融商品を使用できることになっていたかどうかまたは使用したかどうかにかかわらず、全顧客がその請求に対して顧客資産（および顧客キャッシュ）に基づき同一の比例案分を受け取ります（FCM の

破綻の場合には、商品タイプによって顧客は数種のアカウントクラスに区分され、アカウントクラスによって回収金が異なる場合があります。同一のアカウントクラスの顧客は、そのクラス内のすべての顧客による請求と同一の比例案分を受け取ることとなります。

米国銀行組織が破綻した場合は、一般的にカストディ資産が配分できる範囲内で、所有者に返却されます。当社による貴社の金融商品の使用に同意することにより、カストディ資産として扱われなくなる可能性があります、当社が破綻した場合にその返却を受ける権利に悪影響が及ぶ可能性があります。

非顧客資産に対する担保契約には、様々な法律上の特徴があり、実務への影響も様々です。一般的に、譲渡担保契約では、金融商品の返却に対する債権者としての請求権のみが貴社に付与されます。証券担保契約では、一部の場合では担保として当社に受け渡した金融商品に対して貴社が所有持分を保持する場合がありますが、貴社の所有権（存在する場合）は、当社の債権者の権利や、当社がその金融商品を譲渡した譲渡先の権利によって優先される可能性があります。さらに、当社が破綻した場合、当社の他の資産から貴社の所有持分を区別して識別できない場合は貴社の所有持分が失われる可能性があります、貴社の金融商品を当社が使用した場合には、しかる識別能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

この付則は、米国の法律に準じる担保契約の取り扱いや米国の顧客保護制度を包括的に説明することを目的としていないため、そのような目的で依拠すべきではありません。

当社が米国のブローカー・ディーラー、米国の FCM または米国の銀行組織の場合は、情報開示書のセクション 2(a) (i) から (v) は適用されません。その代わり、譲渡担保契約により貴社が当社に金融商品を提供する場合、または使用権を含む証券担保契約に基づいて担保として貴社が当社に提供する金融商品に関連する使用権を当社が行使する場合、以下の再使用リスクと結果にご留意ください。

顧客資産である金融商品に関連するリスク

当社が米国のブローカー・ディーラーまたは FCM であり、貴社の金融商品が顧客資産である場合、当社では以下の場合に貴社の金融商品を使用することが許可されています (i) CFTC 規制対象商品で、清算機関またはその他の仲介機関にマージンとして提供する、及び (ii) 米国の顧客保護規則によって課されている制約内で許可される範囲。当社が貴社の顧客資産を使用する場合、適用される米国の規制によっては、当社はそれらを分離またはトラストで保有しない場合がありますが、貴社の

アカウント明細で顧客資産としてのステータスを反映して引き続き報告します。貴社の顧客資産を当社が使用することにより、これらの資産は本情報開示書のセクション 2(a)(vi)から(x)に記載されている「再使用リスク及び結果」の対象になります。さらに、当社が貴社に清算業務を提供する場合（清算参加者として直接提供する場合及びその他の場合にかかわらず）、顧客資産は情報開示書の 2(b)条の「再使用リスク及び結果」の対象になります。

さらに、当社がこれらの金融商品を使用した結果（一部の場合では、これらの金融商品に対する貴社に所有持分がなくなる場合を含みます）または、第三者が当社に金融商品を受け渡ししなかった結果、金融商品に付随する議決権、同意権やその他の権利を行使する権利を得られない場合があります。当社が貴社の指示に従ってその金融商品に付随する議決権、同意権またはその他の権利の行使に同意した場合であっても、または該当する担保契約で、当社が貴社に受け渡しする予定の同等の金融商品に付随する議決権、同意権または権利の行使の対象について貴社の指示を反映するよう貴社が当社に通知する権利が付与されている場合であっても、当社が同等の金融商品を保有しておらず、同等の金融商品を速やかに入手できない場合、当社はそれを遵守できない可能性があります（当事者間で同意するその他の解決策がある場合があります）。

ただし、顧客資産を使用する当社の権利及び、顧客資産の当社による実際の使用によって、破産関係の再使用のリスクと結果は生じません。これは、上記の通り、当社が破綻した場合、顧客資産に対する貴社の請求は、当社による資産使用を考慮しない計算式によって計算されるためです。

当社に関連する破綻処理制度に基づいて破産管財人、保佐人、その他の破産関係の担当者がその権限を行使する場合、契約解消など、貴社が有する可能性がある当社に対して措置をとる権利は、該当する破綻処理機関によって停止の対象になる可能性があります。資産及び債務の譲渡により、貴社の当社に対する請求や当社の貴社に対する請求が別の組織に移転する可能性があります。ただし、このリスクは、当社が貴社の金融商品を使用したかどうか、または貴社がその使用に同意したかどうかにかかわらず存在します。

非顧客資産である金融商品に関連するリスク

非顧客資産は、顧客資産に適用される米国の顧客保護規則による保護の対象ではありません。当社が米国のブローカー・ディーラーまたは FCM であり、貴社の金融商品が非顧客資産である場合、または当社が米国の銀行組織であり、貴社が貴社の金

融商品を使用する権利を当社に付与した場合は、当社ではその金融商品を分離またはトラストの対象として保持しません。これらの金融商品に対して貴社が所有していた可能性がある貴社の所有権を含め、貴社の権利は、該当する担保契約の条項に則って、同等の金融商品の受け渡しに対する契約上の請求権（別途同意がない限り無担保になります）によって置換される可能性があります。貴社の非顧客資産を当社が使用することにより、これらの資産は本情報開示書のセクション 2(a) (vi) から (x) に記載されている「再使用リスク及び結果」の対象になります。

当社が米国の銀行組織である場合、当社による貴社の金融商品の使用に貴社が同意する結果、当社はこれらの金融商品をカストディ資産に適用される規則に準じて保有しない可能性があります。また、これらの金融商品が過去にカストディ資産として保護の対象になっていた場合は、これらの保護権が適用されなくなる可能性があります（例えば、これらの金融商品が当社の資産から分離されなくなり、トラストの対象として保有されなくなります）。

さらに、当社が金融商品を使用した結果（一部の 경우에는、これらの金融商品に対する貴社の所有持分がなくなる場合を含みます）または、第三者が当社に金融商品を受け渡ししなかった結果、金融商品に付随する議決権、同意権やその他の権利を行使する権利を得られなくなる場合があります、当社が貴社の指示に従ってその金融商品に付随する議決権、同意権または同様の権利の行使に同意した場合であっても、または該当する担保契約で、当社が貴社に受け渡しする予定の同等の金融商品に付随する議決権、同意権または権利の行使の対象について貴社の指示を反映するよう貴社が当社に通知する権利が付与されている場合であっても、当社が同等の金融商品を保有しておらず、同等の金融商品を速やかに入手できない場合、当社はそれを遵守できない可能性があります（当事者間で同意されたその他の解決策がある場合があります）。

当社が破綻する場合、当社が使用した金融商品に対する貴社の権利は、同等の金融商品またはそれらの金融商品の価値についての当社に対する一般的な請求権（別途同意がない限り無担保になります）に置換される可能性があります。また、貴社がしかる同等の金融商品を受け取ることができないあるいは貴社がしかる金融商品の価値の全額を回収できない場合があります（ただし、貴社が当社に同等の金融商品を提供する義務を参照することにより、当社が貴社に担保を提供している場合、または相殺または差し引き可能な当社に対する貴社の債務がある場合、貴社のエクスポージャーが削減される可能性はあります）。当社が使用した金融資産に対して貴社が所有持分を保持する範囲において、当社が金融商品を使用したことで他の当事

者がそれに対する優先権を取得する可能性があり、また、その返却を受けるためにその金融商品を特定する貴社の能力に影響する可能性もあります。

当社に関連する破綻処理制度に基づいて破産管財人、保佐人、その他の破産関係の担当者がその権限を行使する場合、契約解消など、貴社が有する可能性がある当社に対して措置をとる権利は、該当する破綻処理機関によって停止の対象になる可能性があり、資産及び債務の譲渡により、貴社の当社に対する請求や当社の貴社に対する請求が別の組織に移転する可能性があります。ただし、このリスクは、当社が貴社の金融商品を使用したかどうか、または貴社がその使用に同意したかどうかにかかわらず存在します。